

7月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和元年7月25日(木)
- 2 場所 藤井寺市役所 6階 会議室604
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回教育委員会会議録の承認について
 - 教育長の報告について
- (1) 議案
 - 第16号 市議会提出案件について
 - ①藤井寺市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例について
・・・資料1(スポーツ振興課)
 - ②藤井寺市立市民運動広場条例の一部を改正する条例について
・・・資料2(スポーツ振興課)
 - ③藤井寺市立テニスコート条例の一部を改正する条例について
・・・資料3(スポーツ振興課)
 - ④藤井寺市立市民水泳プール条例の一部を改正する条例について
・・・資料4(スポーツ振興課)
 - ⑤藤井寺市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
・・・資料5(生涯学習課)
- (2) 報告事項
 - 第26号 教育委員会の後援名義等使用について・・・資料6(教育総務課)
 - 第27号 デジタル防災行政無線(同報系)を活用した
帰宅誘導放送の実施について(報告)・・・資料7(生涯学習課)
 - 第28号 第39回藤井寺市民総合体育大会について
・・・資料8(スポーツ振興課)
 - 第29号 令和元年度一般会計補正予算(第3号)について
・・・資料9(教育総務課)
 - 第30号 令和元年第一回定例市議会一般質問について
・・・資料10(教育部長、教育部理事)
- 4 出席者

教育長	濱崎 徹
教育委員(教育長職務代理者)	藤本 英生
教育委員	糸野 聡史
教育委員	福村 尚子
教育委員	足立 敦子
- 5 事務局出席者 教育部長、教育部理事、教育部理事兼次長、
教育部次長兼生涯学習課長、教育部次長兼教育総務課長、
学校教育課長、文化財保護課長、スポーツ振興課長、
図書館長、

6 書記 教育総務課主幹兼チーフ

7 傍聴者 0人

午前10時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育長

おはようございます。只今から、6月の定例教育委員会議をはじめさせていただきます。

学校のほうは、7月19日に第1学期の終業式を迎えました。子どもたちには、充実した夏休みを過ごし、元気な笑顔で2学期を迎えてほしいと願っています。

今年の夏は思ったよりも涼しい日が続いておりましたが、今後は厳しい暑さも予想され、共に体調には気を付けてまいりたいと思います。

それでは、本日の会議に入らせていただきます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、藤本委員よろしくお願いたします。

続きまして、前回6月の教育委員会会議録ですが、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

異議なし

○教育長

では、承認ということで、よろしくお願いたします。

続きまして、教育長から報告させていただきます。

さる7月6日にアゼルバイジャンで悲願の「百舌鳥・古市古墳群」の世界遺産登録が正式に決定いたしました。出席していた市長の報告ですと、10分ほどの審議でスムーズに可決したそうです。出席されていた委員の方々の意見としては、すべて素晴らしい評価であり、特に「市街地にあつて、1000年以上前の遺跡が、市民によって守られている。」ということについて、高い評価がされたようでございます。藤井寺市でもこれから賑わいが増してくると思われませんが、今後とも、1000年以上続くように、世界遺産を守るのも大きな使命だというような報告を市長からいただきました。以上でございます。

それでは、会議次第に従い、議事に入ります。本日は議案が1件、報告が5件となっております。

まず、議案第16号 市議会提出案件について審議してまいりますが、本日この議案につきましては、市議会へ提出する条例の改正でございます。①～④がスポーツ振興課からの提出議案でございますので、この内容については一括で説明してもらい審議の後、⑤について生涯学習課より説明してもらい審議、と進めたいと思

ますが、よろしいですか。

○委員一同

異議なし

○教育長

それでは、議案第16号 市議会提出案件について、①藤井寺市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例について、②藤井寺市立市民運動広場条例の一部を改正する条例について、③藤井寺市立テニスコート条例の一部を改正する条例について、④藤井寺市立市民水泳プール条例の一部を改正する条例についてを一括して、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

それでは、まず、①藤井寺市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、市民総合体育館等各施設の基本使用料の改定分の金額負担を利用者に求めるため、所要の改正を行うものです。

施行日は令和2年4月1日とします。なお、新料金の適用につきましては、施行日以降の申請について行うものとし、施行日前になされた申請に係る使用料の額につきましては、旧料金を適用するものとします。

以上が、藤井寺市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例についての説明でございます。

続きまして、②藤井寺市立市民運動広場条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

先ほどご説明いたしました、藤井寺市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例と同様に、令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、市民運動広場各施設等の基本使用料の改定分の金額負担を利用者に求めるため、所要の改正を行うものです。

施行日並びに、新料金の適用につきましても、市民総合体育館条例と同様でございます。

以上、藤井寺市立市民運動広場条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、③藤井寺市立テニスコート条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

こちら、令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、市立テニスコートの基本使用料の改定分の金額負担を利用者に求めるため、所要の改正を行うものです。

施行日並びに、新料金の適用につきましても、他の条例と同様でございます。

以上、藤井寺市立テニスコート条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

次に、④藤井寺市立市民水泳プール条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

こちらも、他の改正条例と同様に、令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、市民水泳プールの基本使用料の改定分の金額負担を利用者に求めるため、所要の改正を行うべく、他の施設使用料と同じ条件で算定をしようとしたものではございますが、この市民水泳プール条例につきましては、これまでの他の条例改正理由とは一部異なり、今回の条例改正にて、当該プールの使用にかかる使用料の年齢区分の細分化を行い、新たな使用料の設定を行ったものでございます。

資料4の2枚目に記載の、新旧対照表をご覧ください。

改正前では、大人300円、小人（小学生以下）200円といたしておりましたが、今回の改定により、大人300円、中学生200円、小学生100円とし、更に小学生未満（いわゆる未就学児）は無料としたものでございます。

以上、藤井寺市立市民水泳プール条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○教育長

只今、スポーツ振興課長から①から④について一括して説明がありました。何かご質問はありますか。

○委員

市民水泳プール条例の一部改正について、使用料の年齢区分を細分化したとのことですが、その詳細と目的等を教えていただけますか。

○スポーツ振興課長

当該市民水泳プールの使用料につきましては、お手元の資料にもございますように、従前、中学生がプールを使用する際、大人の使用料金を支払っていただきました。これを市民総合体育館の個人使用料金区分に合わせ、大人の使用料区分を高校生以上に変更し、中学生の使用料を現状の小中学生の使用料といたしました。また、小学生の使用料を中学生の半額といたしました。これは、中学生、小学生の使用料を値下げすることで、より多くの子どもたちに市民プールに来てもらえるような環境整備を整えようとするものです。

更に、未就学児の使用料を無料とすることにより、小さなお子様連れのご家族にこれまで以上に市民プールを使用していただけることになれば、大人の来場者数の増加やご家族全体のリピーターも見込まれるものでございます。

なお、現在、既に市立保育園が市民プールを利用する際、当該保育園長名による減免申請の提出をもって、無料としている経緯もございます。

○教育長

消費税の関係で値上げになりますが、大人は値上げになりますが、中学生以下は逆に安くなるということで、全体の活用がスムーズにいくよう配慮いただいたということですね。

他に質問はございますか。

それでは、①から④につきまして、1つずつ採決をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議案第16号 市議会提出案件について、①藤井寺市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例については、提案どおりご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

異議なし

○教育長

それでは、ご承認いただきました。

続きまして、②藤井寺市立市民運動広場条例の一部を改正する条例については、提案どおり承認ということで、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし

○教育長

ありがとうございます。提案どおりご承認いただきました。

続きまして、③藤井寺市立テニスコート条例の一部を改正する条例については、提案どおり承認ということで、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし

○教育長

提案どおり、ご承認いただきました。

最後に、④藤井寺市立市民水泳プール条例の一部を改正する条例につきましては、提案どおり承認ということで、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし

○教育長

ありがとうございました。提案どおり承認いただきました。

それでは続きまして、議案第16号 市議会提出案件の⑤藤井寺市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例につきまして、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長

では、⑤藤井寺市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、生涯学習センター諸室の基本使用料について、改定分の金額負担を利用者に求めるため、所要の改正を行う

ものでございます。

施行日は令和2年4月1日とします。なお、新料金の適用については、施行日以降の申請について行うものとし、施行日前になされた申請にかかる使用料の額については、旧料金を適用するものとし、ます。

また、今回の条例改正に合わせて、藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則の改正につきましても、令和2年4月1日施行に向けて見直しの作業を進めているところです。

○教育長

今、生涯学習課長から説明がありましたが、何かご質問はありますか。

○委員

今回の条例改正に合わせて、藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則の改正につきましても、見直しの作業を進めておられるとのことですが、どのような見直しを考えておられるのですか。簡単にご説明をお願いします。

○生涯学習課長

今回の条例改正に合わせて映像設備などの附属設備使用料の見直しを考えております。

また、センター休館日等の条文改正についても、市民総合体育館、図書館などとの整合を図った上での見直しを考えております。

○教育長

他に質問はございませんか。

それでは、採決をとりたいと思います。⑤藤井寺市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、提案どおり承認ということによろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし

○教育長

ありがとうございました。提案どおり承認いたします。

以上で、議決事項の審議については終了いたしました。

続いて、報告事項に入ります。本日は報告事項が5件ございます。

まず、報告第26号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長お願いします。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等につきましても、令和元年6月に使用承認の専決処理をした事業は、資料の表にございます7件でございました。以上、藤井寺市教育委員会後援名義等に関する規程第3条第2項に基づき報告させていただきます。

○教育長

資料をご覧いただけましたでしょうか。今の報告について、何かご質問はありますか。

ないようですので、次に、報告第27号 デジタル防災行政無線（同報系）を活用した帰宅誘導放送の実施について、生涯学習課長お願いします。

○生涯学習課長

報告第27号 デジタル防災行政無線（同報系）を活用した帰宅誘導放送の実施について、ご報告させていただきます。

昨年に引き続き、夏季休業期間において、子どもたちの安全を守るために、デジタル防災行政無線を活用した帰宅誘導のための放送を実施します。すでに、放送は始まっておりますが、実施期間は7月20日（土）から9月1日（日）まで、実施時間は午後5時から約1分程度、「夕焼け小焼け」のメロディを放送します。この件につきましては、7月号広報、市ホームページ、公式 facebook で周知しております。

○教育長

では、ただいまの報告で、何かご質問はありますか。

○委員

昨年度実施された内容から、変更はありますか。

○生涯学習課長

放送内容、時間には変更はございませんが、活用するスピーカーの数を若干ではございますが拡充しております。これは、一部の地域において、放送が聞こえづらいというご意見を頂戴したためによるものでございます。

○教育長

よろしいでしょうか。
他にご質問はございませんか。

○委員

具体的にはどのスピーカーを新たに使用することとしたのですか。

○生涯学習課長

昨年度、前回の春休みまでは、小中学校に設置しておりますスピーカーに加え、北條雨水ポンプ場、沢田消防車庫、美陵ポンプ場のスピーカーを新たに使用することといたしました。近隣住民への影響が少ないと考えられる箇所を選定しております。

○委員

ありがとうございました。

○教育長

他にご質問はございませんか。

無いようですので、次に報告第28号 第39回藤井寺市民総合体育大会について、スポーツ振興課長お願いします。

○スポーツ振興課長

それでは、第39回藤井寺市民総合体育大会について報告させていただきます。

本大会につきましては、藤井寺市在住・在勤・在学者、又は、藤井寺市体育協会に所属されている方を対象として、藤井寺市体育協会が主催し、藤井寺市及び藤井寺市教育委員会が後援する事業でございます。本大会で開催されます各競技種目及び開催日程につきましては、「第39回藤井寺市民総合体育大会 各競技開催日程」をご参照ください。

総合開会式につきましては、令和元年9月1日（日）午前9時から、市民総合体育館競技場で開催されます。また、総合閉会式につきましては、令和元年10月12日（土）午後6時30分からで、こちらの会場は、市民総合体育館心技館会議室で開催を予定しております。

なお、総合閉会式終了後、体育協会主催による記念講演会を開催する予定と聞いております。

以上、第39回藤井寺市民総合体育大会についての報告とさせていただきます。

○教育長

只今の報告で、何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に、第29号 令和元年度一般会計補正予算（第3号）について、教育総務課長お願いします。

○教育総務課長

6月市議会へ教育部より上程しました補正予算の内訳ですが、まず、歳入では、文化財保護課より、史跡等総合活用整備費補助金の減額がございました。これは、津堂城山古墳の墳丘流失の緊急対応に要する事業費の確定に伴う減額でございます。

続きまして歳出ですが、教育総務課より、道明寺東小学校と第三中学校のトイレ改修に伴う設計業務の委託料がございました。この2校のトイレにつきましては、創立以来一度も改修工事をしておらず、老朽化が進んでいる状況で、トイレの悪臭や現在の生活様式に合わない和式トイレが問題となっております。今回、補正予算が議会で可決いただきましたので、今年度で設計、来年度から工事にかかることとなりました。

続きまして、生涯学習課から、経常しました修繕料ですが、これは、市立生涯学習センター西駐車場の舗装工事のための経費でございます。

部分的な補修はこれまでも実施してきましたが、アスファルトの剥離が全体的にも出てきている状況ですので、今年度、市立生涯学習センター西駐車場の全面舗装工事を実施しようとするものです。

○教育長

道明寺東小学校と第三中学校のトイレがきれいになるということです。

この報告について、質問等はよろしいですか。

それでは、次に、報告第30号 令和元年第一回定例市議会一般質問について、

教育部長、教育部理事お願いします。

○教育部長・教育部理事

《市議会6月定例会一般質問について説明》

○教育長

只今の報告で、何かご質問はありますか。

それでは、以上で本日の案件はすべて終了しましたので、会議を閉会します。ありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午前10時50分